

案件 3

「廃棄物処理施設の整備に係る基本方針について」

茨木市一般廃棄物処理施設の整備に係る基本方針 (案)

本市廃棄物処理施設の整備に係る今後の基本的な方針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）に沿い、以下のとおりとする。

1 基本的な方向

計画的かつ効率的な維持管理や改良工事により、現行の廃棄物処理施設の長寿命化・延命化を図る。

2 基本的な事項

- (1) 長寿命化による延命年数の目標は、15 年とする。
- (2) 長寿命化の対象となる基幹的設備の処理能力水準は、災害時及び広域処理への対応を可能とするため、現行水準を維持する。
- (3) 改良工事等は、工事後の省エネルギー化による温室効果ガスの排出抑制及び大気汚染防止対策の強化による生活環境の保全に配慮したものとする。